

**板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023（素案）に対する  
パブリックコメントの実施結果について**

- 1 募集期間 令和2年11月14日（土）～11月30日（月）【17日間】
- 2 周知方法
- ・広報いたばし（11月14日号）
  - ・区ホームページ
  - ・「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信
  - ・AIP推進協議会など、所管課関連会議での周知
- 3 件 数 7件／3人（区ホームページ2人、郵送1人）

**4 意見の概要と区の考え方**

|   | 意見概要  | 区の考え方   |
|---|---|---|
| 1 | 災害時の被害状況（予想）と対応を追加する<br>と良いのではないか。  | 地震や風水害などの自然災害や新型コロナウイルス感染症に対する区の対応策等についての記述を第4章に加えます。   |
| 2 | P.81 地域包括支援センターの機能強化について、具体的にどのような事業や役割が想定されるのかお示しいただきたい。   | <p>P81でもお示ししているとおり、地域包括支援センターは、大別して①総合相談・支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント、④介護予防ケアマネジメントの4つの役割を担っているところですが、これら①～④の役割に付随する各種業務は、地域包括支援センターの重要性が年々高まるとともに、多様化しつつある状況にあります。</p> <p>そこで、区内各地域包括支援センターへ個別のヒアリング等を通して、業務内容の分析・評価を行い、業務の改善を図ることで地域包括支援センターの機能強化に繋げていきます。</p> <p>また、地域ケア会議の位置付けの整理等(P62 ウ会議体の再編を中心とした連携体制の強化)を行い、地域包括支援センターを含む地域の支援ネットワーク構築及び地域を支える方々との連携を強化していきます。</p> |
| 3 | 令和2年改正社会福祉法による重層的支援体制整備事業との関連について、各法の事業（相談、助言、連絡調整など）を一体的に行う機関として地域包括支援センターが候補の一つになっているが、今期の介護保険事業計画とどのように関係していくのか、見解があればお示しいただきたい。 | <p>重層的支援体制整備事業は、高齢者施策のみならず、障がい福祉、子ども・子育て支援等といった幅広い分野での検討が必要となりますので、社会福祉法に基づき策定する区の地域福祉計画（来年度策定予定）において検討を行っていく予定です。</p> <p>介護保険事業計画においては、地域包括支援センターが重層的支援体制整備事業においてどのような位置づけとなるかという点も含め、地域福祉計画の検討の方向性を踏まえて検討する必要があると考えています。</p>  |

|   | 意見概要  | 区の考え方   |
|---|---|---|
| 4 | P97 の「一体的実施」の図は、厚生労働省が令和 2 年 4 月に示した最新の図（専門職に理学療法士等のリハ専門職が、疾病予防・重症化予防の概要が加筆された図）の使用が望ましい。   | 最新の図を用いて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のイメージがつかめるようにしていきます。  |
| 5 | 随所に「フレイル」という用語が使用されているが、「フレイル」とは何であるのか解説が必要だと考える。   | 「フレイル」について、わかりやすい説明を追記します。  |
| 6 | P97 に「フレイル健康診査(健診)」という単語は一部のマスコミや研究者が用いているが、健康診査の目的がフレイルだけではないため、厚生労働省は「後期高齢者医療制度被保険者に対する健康診査」を「フレイル健康診査」と表現していない。板橋区が独自に「後期高齢者医療制度被保険者に対する健康診査」を「フレイル健康診査」と名付けて取り組むのであれば、健康診査の内容とその事後措置について説明が必要である。<br>また、「フレイル健康診査」の「事業概要」の説明において、誰が質問票を「作成する」のか、主語が示されておらず、厚生労働省が策定した質問票に、板橋区が、今後、独自に項目等を追加して、「フレイル健康診査」で使用する質問票を「区が作成する」と受け取られかねない。「質問票を作成すること」は健康診査の事業内容ではなく、作成された「質問票」を用いて「フレイル等の高齢者の特性を把握すること」が健康診査（の一部）である。健康診査の事後措置としてどのような保健指導が提供されるのかについても記載しないと「事業概要」の説明として不完全である。 | 健康診査や健康診査後のどういう事業につなげていくかは今後の課題であり検討していきます。まずは、厚生労働省が策定した質問票を用いて、後期高齢者の健康診査等に活用して、データ収集を行って高齢者の特性を把握していきます。 |
| 7 | P23 の図表 2、P25 の図表 8 は色分けや凡例が分かりにくい。図表 8 は各生活圏域名を表示してプロットした散布図等を使用した方が地域ごとの比較がしやすいのではないか。  | P23、P25 掲載の図表については、ご指摘いただいた内容を踏まえ、調査結果が伝わりやすいものなるよう、修正していきます。   |